

[別紙]

使用料・手数料の見直しについて

1 検討結果

応益負担の原則に基づき、使用料・手数料全般について、3年ごとの定期的な見直しを実施した。

過去の改定状況や消費者物価指数等の状況を考慮し、国が基準を示しているもの及び一定のルールによるもの以外については、原則として改定を見送ることとした。

2 新設・改定を行うもの

<既定方針に基づくもの>

・県立学校授業料

全日制（年額）	（現行）115,200円	（改定）118,800円
全日制（月額）	（現行）9,600円	（改定）9,900円
定時制（単位）	（現行）30,780円	（改定）31,920円
通信制（単位）	（現行）5,890円	（改定）6,080円

（地方財政計画の1年遅れ適用、学年進行方式で平成20年度入学者から適用）

- ・衛生福祉大学校、県南高等看護専門学院、職業能力開発校、農業大学校の授業料  
（県立学校に準拠して改定）

<法令の改正に伴うもの>

- ・薬事法関連手数料 新設5件

<その他（主なもの）>

- ・栃木県地域限定通訳案内士関連手数料 新設4件
- ・配置実務従事年数証明書発行手数料（新設） 420円
- ・毒物劇物取扱者試験合格証明書発行手数料（新設） 420円
- ・建築士事務所登録証明書手数料（新設） 420円
- ・二級・木造建築士免許登録証明書手数料（新設） 420円
- ・乳汁検査手数料（新設） 920円
- ・都市公園附属設備使用料（放送設備）（新設） 1時間当たり 180円
- ・シルバー大学校授業料（年額）（現行）12,000円 （改定）18,000円（20.10改正）

3 利便性の向上を図るもの

<都市公園施設等使用料>

- ・総合運動公園テニスコートの時間制使用料の導入
- ・パークゴルフ場・グラウンドゴルフ場の1日使用料・1日利用料金の導入

<産業技術センター使用料・手数料>

- ・使用料4件、手数料4件の新設

4 実施時期

条例等所要の改正（2月議会条例案上程）を経て、一部を除き、平成20年4月から実施